

特集 / 公共事業の評価に関する取組み

岩手県における 公共事業評価について

岩手県土木部技術管理課長

さとう えいち
佐藤 栄一

1. 概要

公共事業の再評価システムと新規事業採択時の事前評価システムのいわゆる公共事業評価制度は、継続中の事業や新たに予算化しようとする事業を対象として、再評価や事前評価により、中止・休止を含む事業の見直し、あるいは新規事業の採択を行うなど公共事業の効率的な執行および透明性の確保を図る上で重要である。

本県における事業評価は、平成9年10月の事務事業評価に始まる。これは予算作成において各部署局長が事務事業評価基準に基づいて自主点検を行い、その点検結果をふまえた評価調書を作成（公表）し、財政当局は検討を加え、予算編成に反映している。

一方公共事業については、効率的な執行および透明性の確保が重要な課題とされ、国の動きにあわせ、本県においても検討を進め、平成10年9月1日に岩手県公共事業評価要綱を制定し、10年度より運用してきている。

部会開催にかかる庶務は各部の担当課が所掌し、全体の委員会の庶務は技術管理課が所掌しており、当課が所掌する部分を中心にその概要について紹介する。なお本県の公共事業評価の特色は

次のとおりである。

- ・対象事業は、維持管理に係る事業を除き、県単独事業も対象としている。
- ・評価の視点は国より通知されており、その評価にあたって点数評価を行っている。
- ・岩手県公共事業評価委員会は、環境を専門とする委員を含めた学識経験者によって構成されており、委員会に農政、林業水産、土木の各部会を置いている。
- ・また本県の「審議会等の会議の公開に関する指針」により委員会等は公開で実施しており、事前にマスコミ資料配付、県民の傍聴受け付けを行っており、随時審議資料、議事録を公開している。

2. 再評価および新規事業採択時評価実施要領等の策定に至るまでの経緯

(1) 国の動き

平成9年12月5日の内閣総理大臣から公共事業関係6省庁の大臣への指示を受けて、建設省をはじめとする公共事業関係6省庁は、公共事業の再評価システムを平成10年度から導入するとともに、新規事業採択時の費用対効果分析についても10年度から試行を含めて運用する旨を決定し、10年3月27日の関係閣僚懇談会において報告してい

る。同時に建設省から「建設省所管公共事業の再評価実施要領、および建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領案の策定について」が通知され、また4月10日には運輸省から「運輸関係公共事業における再評価の実施について」が要請されている。

(2) 本県の検討経緯

平成10年3月末に、知事より平成10年度から公共事業の評価制度を本県の農政、林業水産、土木の各部において実施するよう指示があり、検討に着手した。同年4月20日に知事は、「本制度を導入し11年度予算編成に反映する。」旨記者発表を行い、8月初めの庁内調整を経て、9月1日に岩手県公共事業評価要綱を制定し施行した。

3. 岩手県公共事業評価制度の概要

(1) 再評価および新規事業採択時評価実施要領等の概要

「岩手県公共事業評価要綱」 目的、対象事業、実施時期、評価の基本的な視点および評価手法の策定、事業評価委員会の設置、再評価結果への対応、評価結果等の公表を定めており、維持管理にかかる事業を除き、単独事業も対象とすることを記載している。

「各部公共事業評価要綱実施細目」 各部において、評価の対象とする事業、再評価を実施する事業、評価に係る項目・指標等、評価に係る資料・指標等、評価等の実施にかかる実施細目を定めている。

「岩手県公共事業評価委員会設置要領」 委員会の設置趣旨、所掌、組織、委員長、会議、部会、意見の聴取などを定めている。

「岩手県公共事業評価委員会審議実施細目」 評価資料等の作成および提出、審議方法、審議結果の公表について定めている。

(以上詳細は本県技術管理課公共事業評価のホームページを参照)

(2) 再評価

① 評価の手順

県は、各部の再評価の対応方針案を委員会に提

出する。委員会での審議を経て、委員会から知事へ意見が提言され、意見を受けた事業の所管部は、当該事業の今後の取扱いに係る対応方針案を作成の上、政策会議等に付議し、県としての最終決定を行う。

② 委員会の役割

委員会は、21人の学識経験者によって構成されており、委員会に農政、林業水産、土木の各部会を置いている。委員の構成は、部会に属さない委員長、農政部会と林業水産部会の委員がおのの6名、土木部会の委員が8名である。委員会は、評価の客観性を高めるために設置しており、たとえば費用対効果の算定など評価要因の数値化については事業ごとに異なっており、評価の結果については妥当性を検討するためには、専門的知識を必要とするとともに、県全体を視野に入れた判断が必要となることから、第三者による専門的学識経験者として、社会経済および公共事業の分野の学識経験者によって構成している。また公共事業評価制度に取り組んでまだ3年目であり、より一層評価の精度を高めるため、評価方法の検討における専門的な学識が必要である。

委員会は、各部の対応方針案を受けて、詳細な審議を実施する対象事業を抽出し、各部会に審議を付託する。部会は現地調査・地元の意見聴取を含めた審議を行い、その結果を委員会に報告する。委員会は、部会の報告を得て、抽出事業に係る各部の対応方針等に対し必要があると認められた場合は、可能な限り意見の集約を図り、知事に対し意見の提言を行う。

(3) 新規評価

① 評価の手順

県は、各部の新規評価の手法案を委員会に提出する。審議を経て、委員会からの意見を聴く。なお評価の精度の向上に資するために、毎年、新規評価結果を部会に報告している。

② 委員会の役割

委員会は各部から提出された評価手法案について、当該事業を所管する各部会に対し審議を付託する。部会は審議結果を委員会に報告する。委員会は、評価手法案に係る各部会の報告を得て、意見等がある場合は、知事に対し意見の提言を行う。

4. 平成10年度、11年度公共事業評価の実績と委員会提言

(1) 平成10年度

① 経過

- 8月初め 委員の就任依頼
- 9月21日 第1回委員会（委員長選出，部会委員の指名，審議対象の抽出）
- 9月21日 第1回土木部会（部会長の選出，部会の事業ごとの評価手法を確定し，審議対象の抽出方法）
- 10月23日 第2回土木部会（公開・非公開，公共事業の再評価案件の審議）
- 11月19日 第2回委員会（公開・非公開，再評価判定基準，再評価案件の審議）
- 12月24日 委員会から知事への意見
- 1月25日 委員会意見に対する県の対応を記者発表

② 実績

平成10年度は106カ所（農政12，林水44，土木50）について審議し，2カ所（広域基幹林道夏油湯田線の中止，北本内ダムの休止）以外は継続との結果であった。

③ 委員会の提言

委員会の再評価に係る意見以外の提言は，「公共事業の評価手法については，今後さらに調査研究を重ね，より公平性，客観性，信頼性等の高いものに改善していくことが望ましく，特に，岩手県環境影響評価条例および各事業に関する環境影響評価指針等を踏まえて，事業に対する社会的評価および施工地区において自然や生活環境保全の観点で特記すべき事項の記載を充実する。」であった。

(2) 平成11年度

① 経過

平成11年度は，前年度の提言を受け，事業に対する社会的評価および施工地区における自然や生活環境保全の観点で特記すべき事項の記載の充実を図り，7月14日から11月4日までの期間に，3回の委員会と3回の部会を開催した。

② 実績

平成11年度は，再評価については10カ所（農政1，林水6，土木3）とも事業継続という評価であった。また新規評価については，平成11年度新規，17事業46カ所の評価結果を部会に報告し公表した。

③ 委員会の提言

平成11年度の委員会においては，「評価精度の向上として，事業実施に伴う生態環境への影響など数値化しにくい評価項目については，現地調査を通じて判断することが有効と考えられるので，平成11年度に引き続き委員による現地調査の実施を配慮すること。」「各部会に生態環境の分野を専門とする委員を置くこと。」「評価の項目としては，必要に応じて，事業完了後を想定した景観についての評価の充実を図ること」「公共事業評価の透明性の向上について，評価の内容および委員会や部会での審議の過程を，できるだけ正確に，より早く，より広く県民に知らせることに努めること。」の提言を受けた。さらに意見として，審議時間を確保するため年度ごとの評価件数の平準化を要請された。

5. 平成12年度の取組み

平成12年度は提言を受け，多くの委員が現地調査できるよう日程調整しており，土木部会においては休止・中止に係る事業は極力委員全員が現地調査を行えるよう配慮している。また環境を専門とする委員を各部会に1名ずつ追加した。さらに，一度再評価した箇所については5年ごとに再々評価を行うこととなっているが，これを前倒しで実施することにより年度ごとの再評価箇所の平準化を図り，平成12年度については，10月4日時点で38カ所（農政3，林水21，土木14）について評価審議中である。また新規評価については，平成12年度新規，41事業131カ所（農政12事業31カ所，林水11事業50カ所，土木18事業50カ所）を各部会に報告し，公表している。

また審議資料，議事録の公表を行っているが，さらに県政提言を受け，今年度から議事録として委員とのやりとりだけでなく事務局の説明内容も

公表対象としている。

6. 市町村公共事業評価

市町村の公共事業評価については、本県では1市のみ独自に委員会を設置しているが、市町村の場合、年度によって審議対象案件があったりなかったりすること、市町村ごとに委員会を設置することとすると委員が重複する可能性が高いことから、すべての市町村が独自に委員会を設置することは難しいと考えられる。事務次官通知においては、県の評価委員会に依頼する方法も取りうるものとされているが、公共事業評価はおのおのの事業主体が実施すべきとの観点から、本県土木部では、評価対象事業を有する市町村の要請によって、岩手県公共事業評価委員会土木部会へ協力をお願いするという形で、市町村の公共事業評価を支援している。なお農政、林業水産については実施していない。

(1) 平成10年度

平成10年度は19市町村の街並みまちづくり総合支援事業など34事業について、市町村公共事業評価連絡協議会会長が公共事業評価委員会土木部会に依頼する形で平成10年12月17日に開催し審議した。その結果はすべて事業継続であった。

(2) 平成11年度

平成11年度は、4市町5事業について、平成11年8月23日に開催し審議した。その結果も、すべて事業継続であった。

(3) 平成12年度

平成12年度も同様に、4市町6事業について、平成12年10月19日に評価委員会を開催し審議する予定である。

7. 今後の課題

- ① 委員は、国や他県の評価委員を兼ねていることから、日程調整が難しい状況にある。今年度

は、6月の段階で委員会スケジュールを決定し定足数を確保することとしたが、来年度は年度当初にスケジュールを確定する必要がある。

- ② 委員会の進め方として、国の予算の関係で概算要求前に県の対応方針を求められる事業があることから、審議期間が特定されている。たとえば、ダム事業については8月上旬までに評価結果が求められており、2段階での委員会運営となっており、運営について検討する必要がある。
- ③ 評価委員会で事業継続と判断した後、与党三党の公共事業の抜本的な見直しにより中止とする案件もあったということを踏まえ、今後、事業継続と評価された場合でも付帯条件を付すことが必要かどうかなど評価の方法についての検討を要する。
- ④ 公共事業の実施にあたっては、地元の要望や提言が重要であると認識しており、このため、地域懇談会などを開催し、地域の方々から要望や提言をいただいている。
さらに公共事業の内容についても、ファックスやインターネットで幅広く県民の意見を求めており、これら県民の意見を踏まえ、公共事業評価委員会土木部会に審議をお願いし、それを評価に反映するよう努めている。しかしあまり意見がない状況であり、どのように県民に意見をいってもらおうか検討を要する。
- ⑤ 評価基準として極力費用便益比を導入し、県民がわかりやすい評価に努める。
- ⑥ 事業完成後5年後あたりをめどに事後評価の制度を策定すること（環境への評価も考慮する必要がある）。

8. あとがき

本県においては、政策評価を本年度試行平成13年度実施と予定しており、今後とも事務事業評価、公共事業評価を含めた政策評価システムにより県政を推進することとしている。